

令和7年度 第2回剣道六・七・八段受審者研修会実施要項

- 1 日 時 令和7年6月1日（日）午前9時00分 開 館
9時20分 受 付
午後4時00分 終了予定
- 2 場 所 ALSOKぐんま武道館 大道場
- 3 受審資格
- 6段 65歳未満の場合5段受有後、修業年限5年以上の者
65歳以上の場合5段受有後、修業年限2年以上の者
(令和5年8月31日までに5段を授与された1960年8月3日（福岡）以前または31日（宮城）以前の生年月日の者)
- 7段 65歳未満の場合6段受有後、修業年限6年以上の者
65歳以上の場合6段受有後、修業年限3年以上の者
(令和4年8月21日開催の新潟審査までに6段に合格している1960年8月2日（福岡）以前または30日（宮城）以前の生年月日の者)
- 8段 65歳以上で7段受有後、修業年限5年以上の者
(令和2年8月30日開催の福岡審査までに7段に合格している1960年8月10日以前の生年月日の者および令和2年10月15日の兵庫審査で7段合格した1960年8月10日（愛知）以前の生年月日の者)

※（ ）の生年月日は、審査日当日が年齢基準となっているため、福岡、宮城の審査を受審する方は各々確認をする事。

- 4 費 用 4,000円（弁当代含む） 申込と同時に振込むこと。
- 5 申込方法 群剣連審査申込書に必要事項を漏れなく記載し、各支部が取りまとめて群剣連事務局まで申し込むこと。
（費用も各支部取りまとめて申込締切日までに振込むこと）
- 6 申込締切 各加盟支部の締切日を確認して申し込むこと。
☆ 事前に組み合わせを作成するため、締切厳守のこと。
- 7 持 ち 物 剣道具、面マスクまたはマウスガード、木刀
- 8 欠席の扱い やむを得ず欠席される者は欠席届を提出し（研修日から1週間以内を厳守）、審査までの水曜日（今回は7月23日（水）までとする）の群剣連主催の合同稽古に必ず2回は参加し、参加したことを報告すること。満たない場合は、受審できない。

9 その他

- ①傷害保険は連盟にて加入する。
- ②面をつける場合は、必ず面マスクまたはマウスガードを装着すること。
- ③昼食は主催者で用意する。飲食は大道場2階観覧席を利用すること。
- ④荷物は大道場観覧席に置き、貴重品は携行すること。
- ⑤使用する竹刀は各自が責任を持って点検し、事故のないように努めること。
- ⑥ALSOKぐんま総合スポーツセンター内は敷地内での喫煙は3か所に限定されたため、限定場所で喫煙すること。
- ⑦費用返金のキャンセルは、研修会前日までとする。
- ⑧6・7段を受審する方は、年間3回実施される研修会に必ず2回以上参加することが義務付けられている。
- ⑨コロナ前と同じように立ち合い、日本剣道形講習、合同稽古を行う。
- ⑩今回に限り、特例措置として3項受審資格の()書きの受審条件に当てはまる方は、本研修会に参加を条件に8月の審査会（福岡県・愛知県・宮城県）を受審できる。
- ⑪今回の特例措置で受審する方は、申込書の該当欄に記入すること。

剣道・居合道・杖道 審査申込書

県整理No

審査会場	審査日	全剣連整理番号	氏名 (フリガナ)	生年月日 西暦 年 月 日	審査日当日年齢 満 歳
			男・女	(旧姓)	
職業又は学校名・学年	〒	現住所	電話 ()		
現有段位	段	段位受領年月日	西暦 年 月 日	段位取得時所属県名	
現有称号	剣道 居合道 杖道	剣士受領年月日	西暦 年 月 日	修行年限短縮 (65歳以上該当)	6段受審(5段受有後2年) 7段受審(6段受有後3年) 8段受審(7段受有後5年)
社会体育指導員(剣道) 現認定資格	級 初 中 上	認定番号	認定(更新)年月日	西暦 年 月 日	審査科目免除申請 有・無
受審段位	段	(経歴)			
受審称号	士				

群馬県剣道連盟会長 殿

令和 年 月 日

上記申し込みます。

氏名

印

推薦支部長

印

- ※ 注
1. 推薦支部長の署名捺印なきものは受付けません。
 2. 数字は算用数字で、フリガナはカタカナを使用してください。
 3. 関係するところすべてを楷書で正確に記入してください。
 4. 旧姓は前段位取得以降姓が変わった者のみ記入してください。
 5. 生年月日、段位・称号等の年は、西暦で記入してください。
 6. 社会体育指導員(剣道)の認定資格保有者は記入してください。
 7. 修行年限短縮(剣道)の該当受審者は、該当欄へ○を記入してください。
 8. 令和7年5月より、全剣連・群剣連審査(受審者研修含む)の申込みはこの申込書を使用してください。